

「流体供給装置及びプログラム事件」

知財高裁判決令和3年6月28日(令和2年(ネ)第10044号・裁判所ホームページ)

知的財産権法研究会 京都あかつき法律事務所 弁護士 **松崎 和彦**

第1 事案の概要

- 1 一審原告は、「流体供給装置及び流体供給方法及び記録媒体及びプログラム」の特許第 4520670号(本件特許)の特許権者である。本件特許は、セルフ式ガソリンスタンドにおいて プリペイドカード等の「記憶媒体」を用いた代金決済を可能にする装置及びプログラムに係る 特許である。
 - 一審被告は、給油装置に組み込まれる設定器(セルフ式ガソリンスタンドにおいて非接触式 I Cカードを用いた代金決済を可能にする被告装置)を製造・販売しており、同設定器には電子マネーによる決済を可能にするプログラムを保存することができる。同設定器の多くは、これを組み込んだ給油装置を設置する給油所において、同プログラムが保存されアクティベートされた状態で運用されている。
 - 一審原告は、上記設定器が組み込まれた給油装置は本件特許の請求項1~3、8に係る発明の技術的範囲に属し、同設定器は同給油装置の生産にのみ用いられる物に該当するから、一審被告が同設定器を製造・販売等することは本件特許権の間接侵害(特許法101条1号)に当たる旨主張して、一審被告に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、同設定器の製造、販売及び販売申出の差止め並びに同設定器の廃棄を求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償(一部請求)として、28億1101万5900円及びこれに対する年5分の割合の遅延損害金(起算日は、うち1億円につき平成27年10月1日、残額につき平成30年9月30日)の支払いを求めた。
- 2 原審は、差止請求を認め、損害賠償請求を元本4億5054万3000円(更正決定後の金額であり、更正決定前は4億2834万7890円)の範囲で一部認容した。当事者双方は、敗訴部分を不服として控訴した。本判決は、①非接触式ICカードは本件発明にいう「記憶媒体」に当たらない②仮に当たると広く解釈した場合、進歩性欠如により本件特許は無効であるとの理由により、一審原告の請求を棄却した。また、控訴審における一審被告の新たな主張が自白の撤回及び時機に後れた攻撃防御方法に当たる旨の一審原告の主張を採用できないとした。

第2 時系列

本件では、2つの無効審判が関係するので、最初に簡単な時系列を記載する。

平成13年7月18日 出願日

平成22年5月28日 登録日

平成30年12月17日 2つの無効審判請求

令和元年11月28日 原審口頭弁論終結

令和2年1月30日 原審判決言渡し

令和2年2月21日 145号審判について無効審決の予告

令和2年3月12日 原審判決の更正決定

令和2年6月29日 145号審判について一審原告が訂正請求

令和3年3月24日 控訴審口頭弁論終結

令和3年6月28日 控訴審判決言渡し

第3 本件発明について

1 本件発明の内容(末尾に特許公報記載の図面を一部掲載するので適宜参照されたい)

本件で問題となった請求項 $1\sim3$ 、8に記載された本件発明 $1\sim3$ 、8の構成要件を分説して示すと、以下のとおりである。

(本件発明1)

- 1 A 記憶媒体に記憶された金額データを読み書きする記憶媒体読み書き手段と、
- 1 B 前記流体の供給量を計測する流量計測手段と、
- 1 C 1 前記流体の供給開始前に前記記憶媒体読み書き手段により読み取った記憶媒体の金額 データが示す金額以下の金額を入金データとして取り込むと共に、
- 1 C 2 前記金額データから当該入金データの金額を差し引いた金額を新たな金額データとして前記記憶媒体に書き込ませる入金データ処理手段と、
- 1 D 該入金データ処理手段により取り込まれた入金データの金額データに相当する流量を供給可能とする供給許可手段と、
- 1 E 前記流量計測手段により計測された流量値から請求すべき料金を演算する演算手段と、
- 1 F 1 前記流量計測手段により計測された流量値に相当する金額を前記演算手段により演算させ、
- 1F2 当該演算された料金を前記入金データの金額より差し引き、
- 1F3 残った差額データの金額を前記記憶媒体の金額データに加算し、
- 1 F 4 当該加算後の金額データを前記記憶媒体に書き込む料金精算手段

と、

1 G を備えたことを特徴とする流体供給装置。

(本件発明2)

- 2 A 前記入金データ処理手段は、前記流体の供給開始前に前記記憶媒体に記憶された金額データが示す金額よりも少ない金額を入金データとして取り込むと共に、当該記憶媒体の金額データから当該入金データの金額を差し引くこと
- 2B を特徴とする請求項1記載の流体供給装置。

(本件発明3)